

第 48 回慶應 EU 研究会報告

EU の文民的安全保障政策

尚美学園大学総合政策学部准教授
慶應ジャン・モネ EU センター研究員
小林正英

安全保障における文民的側面は、今日、非常に興味深い論点となっています。その背景には、冷戦後、国家間紛争よりも内戦型および国家横断型紛争などが課題としての重要性を増していることがあると考えられます。さらには、新しい安全保障主体として EU が存在感を増す中、それでもハードな安全保障の側面においてはアメリカの圧倒的な存在感が揺るぎないものとしてある状況下で、安全保障主体としての EU の優位は文民的側面にあるのではないかと考えられます。今次報告は、上述の視点を出発点として、特に CFSP 枠内の文民的側面に焦点を絞りつつ、発展の経緯と特性について取り上げようとするものです。

1. 文民的安全保障とは何か

2. EU の文民的安全保障政策の発展の経緯

1999 年ケルン欧州理事会から 2000 年ニース欧州理事会まで

ニース欧州理事会以後の文民的安全保障政策

3. 背景的政治力学

萌芽期におけるスウェーデンの対抗的提案

理解の共有と機構内の縄張り争い

脱・縄張り争い

4. EU と世界にとって文民的安全保障政策とは何か